

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報をお送りします。  
国民生活センターからの情報です。

長崎県消費生活センター

## 見守り 新鮮情報

第123号

海外から「宝くじの当選金を受け取る権利がある」というような主旨の手紙が届いたので、当選金をもらうために必要だという**5000円**分の**定額小為替**を返信用封筒に入れて送った。すると、**いろいろな国**から同様の手紙が**大量**に届くようになった。どれも1週間

以内に返送しないと**権利を失う**な

どと書いてあるので期日内に送金してきたが、**まがい物**のネッ

クレスや腕時計は届くものの当選

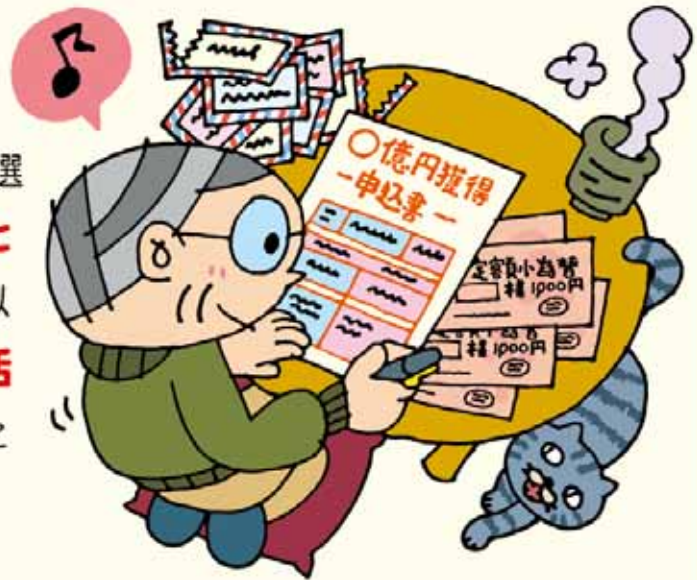
金は**一度も振り込まれたこと**

**がない**。今まで総額**500万円**以上は送金したと思う。最近**生活**

**費**が足りなくなり、別居の息子に

相談したら、**だまされている**

と言われた。(80歳代 男性)



# 海外から届く「当選金獲得!」には 手を出さない!

## ひとこと助言

絶対に  
手を出さないで!



見守るくん

- 「1億円を受け取る権利が発生!という封書が来た」「身に覚えのない当選通知が届いた」など、いわゆる「海外宝くじ」に関する相談が、再び増加傾向にあります。
- このような手紙は、主にオーストラリアやドイツ、香港、カナダなどからエメール等で送られてきますが、最近では中国も目立ちます。
- 事例のように「いつか必ず当たる」と強く信じ込み、当選金を受け取るための手数料などを送り続け、被害に気づいた時には多額の費用をつぎ込んでしまっているケースが見られます。
- 海外の宝くじは日本国内で買うだけでも違法です。絶対に手を出さないようにしましょう。
- 心配なときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください。